

野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指針

平成23年5月13日策定

野 田 市

## 目 次

- 1 趣旨
- 2 対象範囲
  - (1) 対象施設等
  - (2) 対象殺虫剤等
- 3 基本事項
  - (1) 発生予防
  - (2) 生息状況の確認
  - (3) 殺虫剤等を使用しない防除
  - (4) 殺虫剤等の適正使用
  - (5) 周辺への配慮と安全対策
  - (6) 子ども等への配慮
  - (7) 記録・保存
  - (8) 業務委託
  - (9) 消毒剤及びその他薬剤の適正使用
  - (10) 適用除外
- 4 防除管理者
- 5 マニュアルの策定
- 6 職員への通知
- 7 施行期日

野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指針（解説編）

# 野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指針

## 1 趣旨

農薬、殺虫剤等の薬剤（以下「殺虫剤等」という。）は、病害虫等の防除においては、有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、施設管理に当たって使用されるその他の薬剤についても、特に妊婦や子ども、化学物質に感受性が強い人等には健康被害を及ぼす懸念がある。

そこで、市が率先して、できる限り殺虫剤等を使用しない方法を推進するとともに、その他の薬剤の使用についても、人の健康と安全を確保し、環境への負担の低減を図るため、この基本指針を定める。

## 2 対象範囲

### (1) 対象施設等

- ①市が所有又は管理する建物及び土地
- ②市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物

### (2) 対象殺虫剤等

- ①農薬
- ②殺虫剤
- ③殺そ剤
- ④消毒剤及びその他の薬剤

## 3 基本事項

総合的有害生物管理（以下「IPM」という。）の考え方にに基づき、病害虫等の生息状況に関わらず、一律に殺虫剤等を使用することは原則として行わない。

### (1) 発生予防

日頃から、病害虫等が発生しにくい環境づくりに努める。

### (2) 生息状況の確認

病害虫等の防除に当たっては、あらかじめ生息状況調査により、その発生状況を把握する。

### (3) 殺虫剤等を使用しない防除

(2)の結果、病害虫等の発生が確認され、防除が必要と判断されたときは、まず物理的防除等殺虫剤等を使用しない防除方法を検討・実施する。

#### (4) 殺虫剤等の適正使用

やむを得ず殺虫剤等を使用するときは、次の方法による。なお、中毒性があり、健康被害があるとして、欧米では既に使われていない有機リン系の薬剤は原則使わず、他の安全性の高い薬剤を使用する。

また、パラジクロロベンゼン製のトイレボールについては、パラジクロロベンゼンに光が当たるとポリ塩化ビフェニルを発生すること、ポリ塩化ビフェニルには発がん性があることが確認されているので、市施設での使用を禁止する。

なお、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で殺虫剤等を使用する場合は、その必要性や周辺への影響について十分検討した上で行う。

①使用に当たっては、誘殺・塗布等の散布以外の方法を検討すること。

②次の適切な殺虫剤等を使用すること。

ア 農薬は、使用対象の農産物等及び防除対象の病害虫等に適用のある登録農薬とする。

イ 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）又は殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

③使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

④使用する区域及び薬剤量を必要最小限に留めること。

⑤農薬を混合して使用するときは、危害等が発生しないよう注意すること。

⑥食毒剤（毒餌剤）を使用するときは、誤食・接触防止を図ること。

#### (5) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず殺虫剤等を散布するときは、次の方法による。

①作業前後（散布日をはさんで前後3日間以上）には、施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

②殺虫剤等の飛散防止に最大限配慮すること。

③実施時期（曜日、時間帯等）に配慮すること。

④必要に応じて、人が近づかない措置を採ること。

なお、散布以外の方法を用いるときも必要に応じて上記に準じて行う。

#### (6) 子ども等への配慮

(5)のほか、子ども、妊婦、病人等が多く利用し、若しくは使用する施設又はその周辺で殺虫剤等を散布するときは、次の方法による。散布以外の方法を用いるときも、必要に応じて次の方法で実施する。

①関係施設及び保護者等に向けて周知徹底を図ること。

②長期休暇中に実施するなど時期に配慮すること。

③散布箇所子ども等を近づけない措置を採ること。

#### (7) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び殺虫剤等の使用状況について、記録及び保存すること。

#### (8) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合は、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業務の請負者と十分打合せを行う。

#### (9) 消毒剤及びその他薬剤の適正使用

消毒剤及びその他の薬剤の使用については、前項(4)①、③、④及び⑥と前項(5)から(8)までの規定を準用する。

#### (10) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)、(3)の規定は適用しない。

### 4 防除管理者

効果的な病虫害防除を実施するために次の者を置く。

①総合防除管理者：市の病虫害防除に対する全体の統轄を行う者。管財課長を当てる。

②防除責任者：個々の施設等で実施する防除の責任者。各所属長及び施設長又は職員のうちから指名された者を当てる。

### 5 マニュアルの策定

総合防除管理者は、この基本指針に沿った市全体の病虫害防除を進めるため、総括的なマニュアルを策定する。防除責任者は、総合防除管理者が作成したマニュアルに沿って、各施設の状況により具体的なマニュアルを策定する。

### 6 職員への周知

この基本指針について職員への周知徹底を図るため、研修等を行う。

### 7 施行期日

この基本指針は、平成23年 5月13日から施行する。

## 野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指針（解説編）

### 1 趣旨

農薬、殺虫剤等の薬剤（以下「殺虫剤等」という。）は、病害虫等の防除においては、有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、施設管理に当たって使用されるその他の薬剤についても、特に妊婦や子ども、化学物質に感受性が強い人等には健康被害を及ぼす懸念がある。

そこで、市が率先して、できる限り殺虫剤等を使用しない方法を推進するとともに、その他の薬剤の使用についても、人の健康と安全を確保し、環境への負担の低減を図るため、この基本指針を定める。

### ○病害虫等

衛生害虫（ゴキブリ等）、不快害虫（シロアリ等）、樹木等の病害虫（樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等）、ネズミ及び雑草をいう。

### ○人の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性

殺虫剤等の中には、人の健康を損なうおそれがあるとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律（P R T P法）」で指定されている物質や、毒性が高いとして毒物や劇物に指定されている物質が含まれているものもある。

特に化学物質過敏症やアレルギーなどで、化学物質に対する感受性が高い人や、子どもや妊婦、病人などに対しては、化学物質による影響が大きく出る可能性があるため、注意が必要である。

### ○その他の薬剤

施設の床に使用するワックス、施設の清掃に使用する洗剤、トイレ等の芳香剤、解毒剤、手洗用石鹼等を指す。

トイレ等の芳香剤、消臭剤等は、原則として使用せず、やむを得ず使用するときは、可能な限りシックハウス対応のものや、無香料のものとし、化学物質過敏症の人などに配慮する。消毒剤の使用は、最低限度とし殺虫剤等に準じた扱いをする。

### ○環境への負担

殺虫剤等が、目的外の動植物の生息や生育、生物を通じて間接的に人の健康に悪影響を及ぼす可能性のことをいう。

## 2 対象範囲

### (1) 対象施設等

- ①市が所有又は管理する建物及び土地
- ②市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物

#### ○建物及び土地

市が所有又は管理する全ての建物と土地をいう。

#### ○樹木及び草花等の植物

建物の敷地内、公園、街路樹の樹木や草花等の植物をいう。

### (2) 対象殺虫剤等

- ①農薬
- ②殺虫剤
- ③殺そ剤
- ④消毒剤及びその他の薬剤

#### ○農薬

樹木及び農作物を害する病虫害及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤をいい、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農林水産大臣の登録を受けたものをいう。

#### ○殺虫剤

衛生害虫や不快害虫等を防除するために、主に建物内部で使用される薬剤をいい、上記の農薬を含めない。

#### ○殺そ剤

ねずみを防除するために、主に建物内部で使用される薬剤をいい、上記の農薬を含めない。

#### ○消毒剤及びその他の薬剤

細菌等を消毒する薬剤をいい、上記の農薬を含めない。この指針では、建物の床や壁、手すりなどの構造物の消毒を対象とし、器具消毒等は対象外とする。

また、その他の薬剤とは、上記の農薬、殺虫剤、殺そ剤、消毒剤以外の施設の床に使用するワックスや施設の清掃に使用する洗剤、トイレ等の芳香剤、解毒剤、手洗用石鹸等をいう。

### 3 基本事項

**総合的有害生物管理**（以下「IPM」という。）の考え方にに基づき、病虫害等の生息状況に関わらず、一律に殺虫剤等を使用することは原則として行わない。

#### ○総合的有害生物管理（IPM）

総合的有害生物管理とは、病虫害等による被害が容認できないレベルになることを避けるため、最も経済的な手段によって、人や財産、環境に対する影響が少なくなるような方法で、病虫害等と環境の情報をうまく調和させて行うことと定義されており、生息状況調査を重視した防除体系をいう。

#### ○一律に殺虫剤等を使用する

生息状況調査を実施しないで殺虫剤等を使用することや、生息状況調査を行ってもその結果に基づかずに殺虫剤等を使用すること、生息状況調査に関わらず定期的に殺虫剤等を使用することをいう。

#### (1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努める。

#### ○病虫害等が発生しにくい環境づくり

病虫害等の発生しにくい環境づくりの事例

##### 《建物における事例》

- ・外部からの進入経路を絶つ。
- ・清掃によって害虫が発生し繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。
- ・雨水がたまらない工夫をする。

##### 《樹木等における事例》

- ・栽培前に、病虫害等に強い樹木等を検討する。
- ・病虫害等の越冬場所となる落ち葉や被害を受けた部分を処分する。
- ・通風や日当たりを確保するために間引きや剪定等を行う。

#### (2) 生息状況の確認

病虫害等の防除に当たっては、あらかじめ生息状況調査により、その発生状況を把握する。

## ○生息状況調査

生息状況調査の結果や職員及び施設利用者からの情報等に基づき、施設ごとに目標水準を設定し、対策の目標を定める。

病虫害等の発生状況が、許容限度内であれば、殺虫剤等による防除は行わない。

### 確認方法

#### 《建物における事例》

- ・発生した病虫害等の種類のほか、定期的に発生場所、生息場所、進入経路及び被害状況を調査する。

#### 《樹木等における事例》

- ・発生しうる病虫害等の種類や過去の病虫害等の発生状況に基づき、発生状況や被害状況を調査する。あわせて施設利用者等からの情報の提供も受ける。

### (3) 殺虫剤等を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断されたときは、まず物理的防除等殺虫剤等を使用しない防除方法を検討・実施する。

## ○薬剤を使用しない防除方法

### 《建物における事例》

- ・捕殺、わなや忌避装置の使用、侵入防止装置の設置等

### 《樹木等における事例》

- ・捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、雑草の抜取りや刈取り等

### (4) 殺虫剤等の適正使用

やむを得ず殺虫剤等を使用するときは、次の方法による。なお、中毒性があり、健康被害があるとして、欧米では既に使われていない有機リン系の薬剤は原則使わず、他の安全性の高い薬剤を使用する。

また、パラジクロロベンゼン製のトイレボールについては、パラジクロロベンゼンに光が当たるとポリ塩化ビフェニルを発生すること、ポリ塩化ビフェニルには発がん性があることが確認されているので、市施設での使用を禁止する。

なお、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で殺虫剤等を使用する場合は、その必要性や周辺への影響について十分検討した上で行う。

①使用に当たっては、誘殺・塗布等の散布以外の方法を検討すること。

②次の適切な殺虫剤等を使用すること。

ア 農薬は、使用対象の農産物等及び防除対象の病虫害等に適用のある登

**録農薬**とする。

イ 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）又は殺そ剤は、**医薬品又は医薬部外品**とする。

③使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

④使用する区域及び薬剤量を**必要最小限**に留めること。

⑤**農薬を混合して使用**するときは、危害等が発生しないよう注意すること。

⑥食毒剤（毒餌剤）を使用するときは、**誤食・接触防止**を図ること。

### ○やむを得ず殺虫剤等を使用

薬剤を使用するか、しないかの判断は、個々の施設により病虫害等の発生状況が異なるため、一律の基準は設けることができない。よって、各施設において発生した病虫害等の種類、被害の程度、施設の利用者及び状況等を勘案して、防除責任者が判断する。判断基準については総合防除管理者が作成した総括的なマニュアルを参考に作成した施設個々のマニュアルに明示する。

なお、毒性の強い薬剤については使用しないように努める。特に中毒性があり、健康被害があるとして、欧米では既に使われていない有機リン系の薬剤は原則使わず、安全性の高い薬剤を使用する。

### ○子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺

子ども、妊婦、病人等は、薬剤に対する感受性が高いため、子どもや妊婦、病人等が日常的に利用する学校、図書館、児童福祉施設、通学路等の施設及びその施設の周辺では、原則として薬剤は使用しない。

### ○誘殺・塗布等の散布以外の方法

《建物における事例》

- ・誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道や壁面への塗布）等

《樹木等における事例》

- ・誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入等

### ○登録農薬

登録農薬には、ラベル等に「農林水産省登録第〇〇号」と表示されている。また、ラベルや包装容器等に適用作物、適用病虫害等が記載されているので確認する。

### ○医薬品又は医薬部外品

殺虫剤（衛生害虫用に限る）又は殺そ剤の購入時には、医薬品又は医薬部外品であるかを確認する。

## ○必要最小限

希釈倍率、使用量、使用回数等のラベル等に記載されている使用方法を守る。被害箇所の的確な把握により最少範囲の使用にとどめる。

## ○農薬を混合して使用

これまでに知見のない農薬の組合せの混用はしない。特に有機リン系農薬同士の混用は厳に控える。

## ○誤食・接触防止

子どもやペット等による誤食・接触を防止するために、手の届かないところに置く、食品などと区別できる容器に入れるなどの対策を行う。

### (5) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず殺虫剤等を散布するときは、次の方法による。

- ①作業前後（散布日をはさんで前後3日間以上）には、施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。
- ②殺虫剤等の飛散防止に最大限配慮すること。
- ③実施時期（曜日、時間帯等）に配慮すること。
- ④必要に応じて、人が近づかない措置を採ること。

なお、散布以外の方法を用いるときも必要に応じて上記に準じて行う。

## ○周知

施設の利用者に対しては、掲示板などを利用し、人が立ち入る可能性があるところは、立て看板などを利用して周知する。周知は少なくとも、散布日の前3日と後3日以上の期間を行う。

## ○飛散防止

### 《施設における事例》

- ・散布中は、散布機のノズルの向きなどに注意する。
- ・シートによる養生など、食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置を採る。
- ・作業後は、必要に応じて強制換気や清掃を実施する。

### 《樹木等における事例》

- ・無風又は風が弱いときなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・散布中は、風向きや散布機のノズルの向きなどに注意する。
- ・飛散防止ノズルの使用や散布圧力を調整し飛散を抑える。
- ・シートによる養生など、周辺（特に風下）の遊具等に飛散しない措置を採る。

### ○実施時期（曜日、時間帯等）に配慮

散布の実施に当たっては、できるだけ人が散布場所に近寄らない曜日や時間帯等、時期を選んで行う。

- ・施設の休館日や夏休みなどの長期休暇中
- ・通勤・通学とその直前の時間帯以外の時間帯等

### ○必要に応じて

塗布など薬剤が飛散しない方法であっても、薬剤を処置した箇所に触れることで、健康への影響のおそれがあるときは、散布の場合と同様に周辺への配慮を行う。

#### (6) 子ども等への配慮

(5)のほか、子ども、妊婦、病人等が多く利用し、若しくは使用する施設又はその周辺で殺虫剤等を散布するときは、次の方法による。散布以外の方法を用いるときも、必要に応じて次の方法で実施する。

- ①関係施設及び保護者等に向けて周知徹底を図ること。
- ②長期休暇中に実施するなど時期に配慮すること。
- ③散布箇所に子ども等を近づけない措置を採ること。

### ○子ども等への配慮

化学物質過敏症やアレルギーなどの化学物質に対する感受性が高い人や子ども、妊婦などには、化学物質による影響を考慮する必要がある。

さらに子どもは、散布場所に接触したあと、そのまま手を口に運ぶおそれがあり、注意喚起の表示も工夫をする。子どもが多く利用する施設等では、細心の注意が必要である。

### ○関係施設

通学路やその近くにおける殺虫剤等の散布については、当該学校への周知を図る。また、学校等で殺虫剤等を使用するときは、散布や周知方法等について、十分検討する。

### ○子ども等を近づけない措置

必要に応じ、散布の実施中及び実施後は看板やバリケード、ロープ等を利用して、子ども等にも分かりやすく知らせるとともに、近づくことができないようにする。

(7) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び殺虫剤等の使用状況について、記録及び保存すること。

○生息状況調査等の結果及び殺虫剤等の使用状況について、記録及び保存

次の事項を記録し、一定期間保存する。保管期間は5年以上とする。

- ①病虫害等の発生状況
- ②防除作業の日時
- ③使用薬剤に関する事項
  - ・名称
  - ・希釈倍率
  - ・使用量
- ④作業場所
- ⑤作業方法
- ⑥その他必要な事項

(8) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合は、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業務の請負者と十分打合せを行う。

○必要事項を仕様書に記載

病虫害防除の業務を委託するときは、受託者にこの基本指針の内容を十分理解させるために、必要事項を仕様書に記載するか又は特記仕様書を作成し添付する。

○請負者と十分打合せを行う

作業計画書を提出させて、防除が適切な方法で行われるかどうか、あらかじめ確認するなど、十分な指導及び打合せを行う。

業務を委託するときは、防除の責任者が作業の実施状況を十分に把握し、防除場所に隣接した市民などからの問い合わせに対応できる体制を整えておく。

また、必要に応じて請負者から病虫害防除等に関する助言を受け、日常的に環境整備などを実施する。

(9) 消毒剤及びその他の薬剤の適正使用

消毒剤及びその他の薬剤の使用については、前項(4)①、③、④及び⑥と前項(5)から(8)までの規定を準用する。

## ○消毒剤及びその他の薬剤の使用

消毒剤の使用に当たっては、生息状況調査が不可能であることから、殺虫剤等による病虫害防除とは異なる。しかし、消毒剤やその他の薬剤の使用においては、健康に対する影響が懸念されることから、前項のうちで該当するものについて準用する。

### (10) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)、(3)の規定は適用しない。

## ○シロアリの防除

シロアリの防除に当たっては、殺虫剤等による防除に替わる方法がないことから、一部の規定を適用しない。ただし、周知については殺虫剤等の散布時と同様に行う。

### 4 防除管理者

効果的な病虫害防除を実施するために次の者を置く。

- ①**総合防除管理者**：市の病虫害防除に対する全体の統轄を行う者。管財課長を当てる。
- ②**防除責任者**：個々の施設等で実施する防除の責任者。各所属長及び施設長又は職員のうちから指名された者を当てる。

## ○総合防除管理者

防除責任者は、病虫害防除の実施状況、課題等について、総合防除管理者に報告又は相談し、総合防除管理者は、これらの情報を基に、常に効果的な病虫害防除の実施方法の改善を図り、防除責任者を指導する。

### 5 マニュアルの策定

総合防除管理者は、この基本指針に沿った市全体の病虫害防除を進めるため、**総括的なマニュアル**を策定する。防除責任者は、総合防除管理者が作成したマニュアルに沿って、各施設の状況により具体的なマニュアルを策定する。

## ○総括的なマニュアル

総合防除管理者は、生息状況調査の方法、殺虫剤等を使用しない防除方法、周辺への周知のための文例、業務委託のための仕様書の例など、具体的な内容を取りまとめたマニュアルを作成する。

防除管理者は、総合防除管理者の策定した総括的なマニュアルを参考に、各施設の状況に応じた個々のマニュアルを策定する。

## 6 職員への周知

この基本指針について職員への周知徹底を図るため、**研修等を行う**。

### ○研修等を行う

施設の管理者を含め、職員への周知を図るため、この指針やマニュアルの内容に関して研修等を行う。